

平成19年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰実施要領

1. 目的

地球温暖化の防止に関し顕著な功績のあった個人や団体に対し、その功績をたたえるため表彰を行う。

2. 表彰者

環境大臣が表彰する。

3. 対象部門

表彰の対象とする功績は下記の5部門とする。

技術開発・製品化部門

省エネ技術、新エネ技術、省エネ型製品（低公害車）、省エネ建築のデザイン等、温室効果ガスの排出を低減する技術の開発やその製品化に関する功績。

対策技術導入・普及部門

コージェネレーション、ヒートポンプ、新エネ製品（太陽光パネル等）、省エネ製品（低公害車）、省エネ型新交通システム、省エネ建物等、温室効果ガスの排出を低減する技術や製品の大量導入・先導的導入やその普及啓発に関する功績。

対策活動実践部門

地球温暖化防止に資するライフスタイルの実践活動、植林活動等、地球温暖化を防止する活動の実践等に関する功績。

環境教育・普及啓発部門

地球温暖化について教育資料の開発、情報の提供、学校や市民、企業内における教育活動や普及・啓発等に関する功績。

国際貢献部門

地球温暖化防止に資する技術移転、海外での植林、京都メカニズムの実施あるいは実施に向けた活動等、国際的な地球温暖化防止対策活動に関する功績。

4. 対象者

3. の各部門における顕著な功績のあった個人又は団体（自治体、企業、NGO、学校等。共同実施も含む。以下同じ。）、及び上記の活動において連携や支援を行っている個人や団体を表彰対象とする。また、表彰対象者は、原則として日本に在住する者又は組織の拠点を日本国内に置く団体に限る。

ただし、申請内容と同一の活動あるいは功績により、過去に環境大臣の表彰を受けているものは表彰の対象としない。

5. 募集方法

各種広報媒体により公募するとともに、地方自治体等からの推薦（自薦を含む）による。

6. 申請方法及び締め切り

応募の申請は所定の様式に必要事項を記入し、平成19年9月18日(火)17:00までに(必

着) 下記宛に郵送して下さい。

(提出先) 全国地球温暖化防止活動推進センター

〒106-0041 東京都港区麻布台1-11-9

ダヴィンチ神谷町 (財) 日本環境協会内

TEL: 03-5114-1281 FAX: 03-5114-1283 (担当: 中川、小宮)

なお申請様式は、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)、あるいは全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<http://www.jccca.org/>) からダウンロードして下さい。

7. 選定方法

地球温暖化防止活動環境大臣表彰選考委員会による審査を経て環境大臣が決定する。

8. 表彰方法

表彰状及び記念品を授与する。

9. 受賞者の公表及び表彰時期

受賞者の公表は平成19年11月下旬頃を予定する。

また、表彰式は平成19年12月上旬頃に予定する。

10. 付記事項 (申請用紙記入に際しての留意事項)

申請内容は該当する1部門のみに申請すること。なお、選考委員会において申請された部門以外の部門での表彰がふさわしいと判断された場合には、別の部門での表彰となる場合があります。

申請内容の活動に複数の団体が関係する場合は、<活動主体欄>に代表となるグループを記載するかあるいは連名で記載すること。

<活動の概要欄>には、温暖化防止の観点から申請内容の活動の特色をできるだけ明確に記載すること。特に他に同様の活動がある場合には相違点を明確にすること。(特色の例示:波及効果が大きい、大量普及につながる、ベストプラクティスとしての率先的行動の意義が大きい、大量の温室効果ガス削減を実現した等)

申請内容の活動は継続性があることが望ましいが、一回限りのイベント的な活動である場合には、その活動の特色(たとえば率先性や波及効果等)を明記すること。

申請内容の説明を補足する資料があればそれを添付することは自由であるが、<活動の概要欄>等の最後に添付資料がある旨を記入すること。ただし、要旨や概要の記載を省略した「別紙参照」のみの記入は避けること。

11. その他

当該受賞者には、11月中旬頃までに環境省から御連絡致します。また、非該当者には、御連絡致しませんので、あらかじめ御了承願います。なお、審査内容の詳細、審査結果等に対する異議申し立てについては一切お受けできません。

申請書類は、一切返却致しませんので御了承願います。

以上